

計画作成年度	令和元年度
計画主体	岩国市

岩国市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 岩国市産業振興部 農林振興課
所 在 地 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
電 話 番 号 農林振興課 0827-29-5115
F A X 番 号 農林振興課 0827-24-4224
メールアドレス 農林振興課 nourin@city.iwakuni.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ヌートリア、タヌキ、カラス、カワウ、シカ、
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	岩国市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積	被害金額
イノシシ	水稻、イモ類、野菜類、クリ等	14.47ha	19,084 千円
サル	イモ類、野菜類、柿、クリ等	5.2ha	10,839 千円
ヌートリア	野菜類	0.3ha	620 千円
タヌキ	イモ類、野菜類等	0.11ha	291 千円
カラス	野菜類、柿等	0.1ha	244 千円
カワウ	魚類	不明	不明
シカ	樹木、野菜類、穀物類等	—	—

(2) 被害の傾向

岩国市における鳥獣被害は、イノシシ、サルを中心とした獣類の被害が主であり、被害総額の約85%を占めている。

○イノシシについては、市内全域での被害があり、面積・金額ともに全体の約60%を占め、主に水稻の被害が大きく、中山間地域の耕作放棄地拡大により、被害発生地域も平坦部に広がっており、住宅地や市街地にも出没する等、問題となっている。

○サルについては、市内北部での被害が大きく、トマト、なす、たまねぎ、柿の被害が目立つ。また、単独行動をする「はぐれザル」が市内南部でみられ、市街地に出没するなど市民生活にも影響が出ている。

○ヌートリアについては、市内南東部での、れんこん、にんじんの被害が中心で、目撃情報については市内全域に広がりつつある。

○タヌキについては、市内北部でのイモ類、野菜類の被害が中心で、十分な防護ができていない状況にある。

○カラスについては、市内北部での野菜類や柿の被害が中心で、住居地域において時期により、集団で行動するものは糞害などの生活環境被害が出ている。

○カワウについては、近年増加傾向にあり、特にアユ等の内水面漁業被害が深刻である。

○シカについては、現状被害報告は無いものの、市内北西部では出没・目撃情報も増えており、今後の農林産物への被害が懸念される。

○対象鳥獣ではないが、市内各地でクマが出没し、安全な市民生活を脅かす事例もある。

(3) 被害の軽減目標

対象 鳥獣	指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値		
			(令和 2 年度)	(令和 3 年度)	(令和 4 年度)
イノシシ	被害面積	14.47ha	13.80ha	13.20ha	12.60ha
	被害金額	19,084 千円	18,440 千円	17,355 千円	16,265 千円
サル	被害面積	5.20ha	4.95ha	4.73ha	4.51ha
	被害金額	10,839 千円	10,470 千円	9,850 千円	9,234 千円
ヌートリア	被害面積	0.30ha	0.29ha	0.28ha	0.27ha
	被害金額	620 千円	600 千円	580 千円	560 千円
タヌキ	被害面積	0.11ha	0.10ha	0.10ha	0.09ha
	被害金額	291 千円	280 千円	270 千円	260 千円
カラス	被害面積	0.10ha	0.10ha	0.09ha	0.09ha
	被害金額	244 千円	237 千円	230 千円	225 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○旧市町村単位で捕獲隊を整備し、効率的な捕獲を実施するため、各猟友会ごとに区域を分けて捕獲を実施している。 ○平成 28 年 4 月 1 日に実施隊を発足	○猟友会員の高齢化が進んでおり、捕獲の担い手の育成が急務となっている。 ○今後猟友会員の減少が予想されることや被害の拡大を考慮すると、現

	し、緊急的な捕獲活動等にも対応している。 ○銃による捕獲が出来ない場所では捕獲檻やサル大型捕獲柵を設置し、捕獲を実施している。 ○小動物被害に対し小動物用捕獲檻も整備している。	在各猟友会で分けけている捕獲区域を越えた広域的な連携が必要。
防護柵の設置等に関する取組	○岩国市鳥獣被害防止対策協議会で鳥獣被害防止総合対策事業に取り組み防護柵を設置している。 ○個人農家等を対象とした防護柵の設置を市が支援している。 ○中山間地域直接支払制度を活用し、集落による防除活動や防護柵設置も推進している。	○農地が点在している箇所が多く、設置は全て自家施工によるため、農地管理者の高齢化により施工が困難な場合がある。 ○個人での取り組みより集団での取り組みが効果的であることから集落単位での更なる啓発が必要。 ○サルに対する防護柵設置はほとんど進んでおらず、被害地域周辺への意識啓発活動が必要。
知識の普及等に関する取組	○被害防止対策が記載されたパンフレットを作成し、ホームページへの掲載や研修等を行っている。	○更に周知の範囲及び対象者を広げてゆくことが必要。

(5) 今後の取組方針

- 猟友会との連携を密にした、有害鳥獣の捕獲。
- 狩猟者の担い手確保。
- 国の事業等を活用した防護柵の設置。
- 地域ぐるみでの侵入防止対策の促進。
- 里山林の整備、山口型放牧を活用した緩衝帯の整備。
- 鳥獣の生息域の調査、被害状況の調査や今後の対策に必要な情報の収集。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 市内 13 団体の猟友会と捕獲等業務委託契約を締結しており、各区域内の被害状況に応じて、銃器及びわなによる捕獲活動を引続き推進する。
- サル被害地域においては、サル大型捕獲柵を設置しており、当該地域の猟友会に管理を委託し、捕獲に努め、カワウについては、内水面漁協等と連携を図りながら環境、状況にあった捕獲活動を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2～ 4年度	イノシシ、サル、 ヌートリア、タ ヌキ、カラス、 カワウ、シカ	○新たな捕獲檻を計画的に導入し、捕獲隊との連 携強化を図りながら捕獲を実施する。 ○鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し 捕獲の強化を図る。 ○狩猟免許試験について、広報誌等で周知するこ とにより、狩猟免許取得を推進し、狩猟者の担い 手確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○被害額は減少傾向にあるものの、高い水準にあることから前計画を維持する。 ○サルについては、被害金額も増加しているため前計画から捕獲計画数を増やす。 ○ヌートリア及びシカについては、捕獲実績も少ないため、他市の状況等を参考に 設定

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	1,300	1,300	1,300
サル	150	150	150
ヌートリア	50	50	50
タヌキ	100	100	100
カラス	50	50	50
カワウ	100	100	100
シカ	30	30	30

(注) 捕獲計画数は、有害鳥獣捕獲の数値。

捕獲等の取組内容

○各地域において猟友会等と捕獲方法、捕獲時期及び場所等について協議調整し、捕獲を実施する。

イノシシは4月から10月を中心に実施。

サルは4月から10月及び11月から3月の通年実施。

ヌートリア・タヌキ・カラス・カワウ・シカは4月から10月に被害状況により実施。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型のイノシシや敏感であるために近寄れないシカを捕獲する際に、ライフル銃を使用している。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	既に権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容
		令和2～4年度
イノシシ サル タヌキ その他	金網柵 電気柵 その他	○防護柵設置箇所の踏査をし、資材を貸与する。 ○個人農家等が実施する防護柵設置の資材費に対する助成。各年度ごとに50,000mを整備予定。

(2) その他被害防止に関する取組

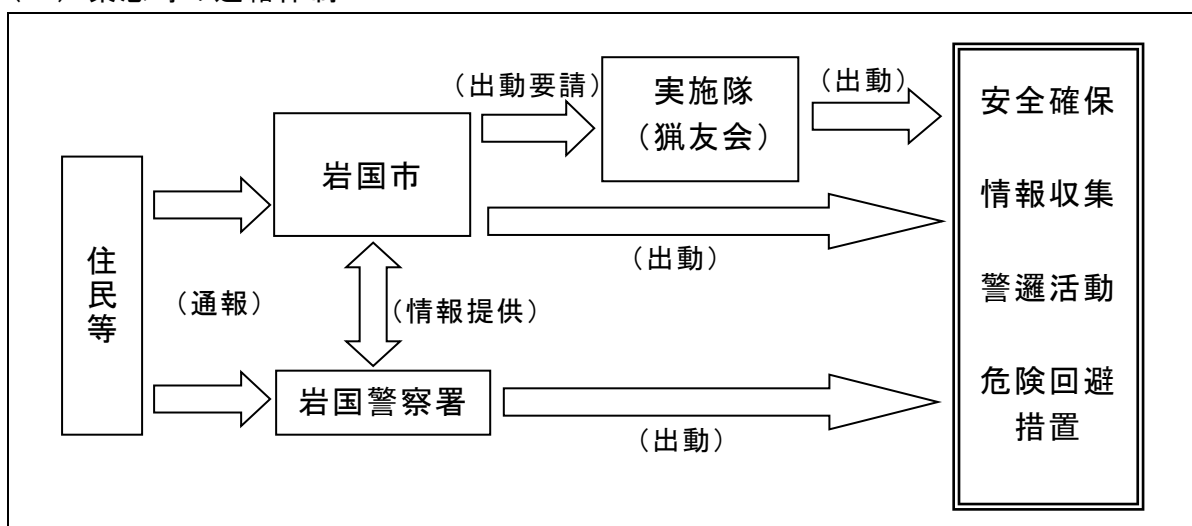
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2～ 4年度	イノシシ サル ヌートリア タヌキ カラス カワウ	○集落に対し情報の提供や被害防止対策の普及啓発を行うと共に、研修会を実施することにより、自主的な防除対策を推進する。 ○里山林の整備や山口型放牧を活用した緩衝帯整備を進める。 ○サルについては、電気柵等を活用した防除対策を推進する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩国市（総合支所含む）	被害状況等の情報収集、住民への情報提供・注意喚起、関係機関への連絡調整、パトロール
山口県猟友会 岩国・玖西・玖北	被害状況等の確認、捕獲の実施
岩国警察署	住民への注意喚起、関係機関への連絡調整、パトロール
山口県岩国農林水産事務所	関連情報の提供、関連対策の助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者が埋設処理する等、適正に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣の有効利用について検討していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岩国市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
岩国市（各総合支所）	施策の立案、協議会の運営、各機関との連絡調整を行う。
山口県猟友会 岩国・玖西・玖北	有害鳥獣関連の情報提供、捕獲隊の編成及び実施に関する調整を行う。
岩国市農業委員会	鳥獣被害防止対策への協力、被害状況等の情報提供を行う。
山口県東部農業共済組合	
山口県農業協同組合	
山口県東部森林組合	
山口県鳥獣保護員	被害調査、鳥獣の生態及び生息状況等の情報提供を行う。
山口県岩国農林水産事務所	関連情報の提供、関連対策の助言・指導を行う。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
現在該当なし	

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 4 月 1 日付で「岩国市鳥獣被害防止対策実施隊」を設置。（猟友会隊員数 42 名）

実施隊は、市街地や民家周辺等へ野生鳥獣が出現した場合や緊急的な捕獲・追い払い等の対応が必要な場合に出動する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

山口県東部鳥獣被害広域対策協議会と連携を図り、広域的な取組みを進める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生鳥獣との共存・共生に配慮し、鳥獣の生息環境の整備及び保全を推進していくことも重要であることから、鳥獣保護に係る関係機関等との連携を密にして被害防止施策を推進していく。